

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく 健全化判断比率及び資金不足比率について

平成 20 年 9 月 19 日
南砺市総務部財政課

平成 19 年度における健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により公表いたします。

なお、この法律は、財政の健全性に関する比率の公表の制度を設けること、“市”の財政健全化及び“公営企業”の経営健全化を促進することを目的として制定されました。

当市では、より健全な財政運営の実現に向けて本比率を活用し、年度間の比較や他市との比較などを継続的に行います。

「健全化判断比率」及び「資金不足比率」について

実質赤字比率：一般会計等対象 - 実質赤字の標準財政規模に対する比率

連結実質赤字比率：全会計対象 - 実質赤字(資金不足額)の標準財政規模に対する比率

実質公債費比率：一般会計等が負担する元利償還金の標準財政規模に対する比率
(平成 17 年度～平成 19 年度の平均値です。)

将来負担比率：一般会計等が将来負担する負債の標準財政規模に対する比率
～ をあわせて「健全化判断比率」という。

標準財政規模は、22,249,087 千円である。

資金不足比率：公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

当市の状況

	実質赤字 比率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比率	将来負担 比率
健全化判断比率	-	-	21.2%	126.7%

「-」は、赤字でないことを表す。

<参考>当市に適用される基準

早期健全化基準	12.29%	17.29%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	40.00%	35.0%	

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合、財政健全化計画を策定する。
、のいずれかが財政再生基準以上の場合、財政再生計画を策定する。

	資金不足 比率
水道事業会計	-
病院事業会計	-
下水道事業会計	-
簡易水道事業特別会計	-
国民宿舎事業特別会計	-
工業用地造成事業特別会計	-

「-」は、資金不足でないことを表す。

<参考>

当市に適用される経営健全化基準 20.0%
資金不足比率が経営健全化基準以上の場合、経営健全化計画を策定する。